英国の法曹養成制度

中網栄美子

- I はじめに
- Ⅱ 法曹養成制度の概要
 - 1 大学における法学教育
 - 2 非法学部生のための法学準修士コース (GDL)
- Ⅲ バリスター養成制度
 - 1 Inns of Court (法曹院)
 - 2 バリスター養成コース (Bar Professional Training Course = BPTC)
 - 3 Call to the Bar (バリスターとしての認定)
 - 4 Pupilage (実務研修)
 - 5 経費共同パートナー (Tenancy)
- Ⅳ ソリシター養成制度
 - 1 ソリシター養成コース (Legal Practice Course = LPC)
 - ソリシター事務所での実務研修 (Training Contract)
 - 3 ソリシターとしての登録(Admission to the roll)
 - 4 リーガル・エグゼクティブ協会 (Institute of Legal Executive=ILEX) 提供ルート
 - 5 QLTT/QLTS (外国人弁護士のソリシ ター資格取得ルート)
- V 養成段階における経済支援の状況
 - 1 大学生のための財政支援
 - 2 バリスター養成コース (BPTC) のための 財政支援
 - 3 ソリシター養成コース (LPC) のための財 政支援

I はじめに

本稿は、日本弁護士連合会の嘱託及び研究 員が2011年3月から6月にかけて行った海外 法曹事情に関する調査のうち、英国の法曹養 成制度に関する調査結果をまとめたものであ る。執筆に当たっては、英国の調査を担当さ れた相川裕情報統計室長、打越さく良日本司 法支援センター対応室嘱託、佐藤裕則情報統計室研究員、片山有里子国際室嘱託、竹内千春国際室幹事による調査の結果を適宜利用させていただいた。同室長及び嘱託・研究員の皆様にはこの場を借りて御礼申し上げる。

なお、本調査にあたっては、2011年6月6日~12日にかけて相川・竹内・中網の3名による英国実地調査も行われた。しかしながら、情報やデータは必ずしも最新のものではないことにご留意いただきたい。

Ⅱ 法曹養成制度の概要

英国の弁護士はバリスター (Barrister) とソリシター (Solicitor) にわかれている。 法曹養成制度は両者とも学識課程(大学レベ ル) まではほぼ等しく、その後の専門的職業 課程(バリスター養成コース/Bar Professional Training Course = BPTC 及びソリシ ター養成コース/Legal Practice Course= LPC の各コース)からわかれることになる。 学識課程(大学レベル)において法曹志望の 多くの学生は法学部(英国の場合3年間)を 選択するが, 法学部以外を専攻した場合は, 大学卒業後標準1年間の法学準修士課程 (Graduate Diploma in Law=GDL) コース を修了することにより、その後は法学部卒業 と同様の養成課程に進むことが可能となって いる。

1 大学における法学教育

英国においては日本の司法試験に相当する

国家試験が存在せず、一定の法曹養成課程を 経ることでバリスターもしくはソリシターに なることが可能である。しかし、司法試験が ないことをもって、英国の方が日本に比べた 曹になりやすいと言うことはできない。それ は、バリスターにおいては1年間、ソリシターにおいては2年間実務研修を行わなければ ならないが、その研修先となる事務所を見つ けることが容易ではないためである。そして、 これらの実務研修先を獲得するためには、良い大学に入り良い成績を収めることが重要と なる。したがって、法曹養成制度の最初の段 階、大学入学前段階から自分のキャリア・プランを熟考してゆく必要がある。

英国においては、オックスフォード大学や ケンブリッジ大学(いわゆるオックスブリッ ジと呼ばれる。)が有名だが、これら2校に 加え、バーミンガム大学、ロンドン・キング ス・カレッジ、ニュー・キャスル大学など20 校で構成されるラッセル・グループ」と呼ば れる名門大学群がある。これは合衆国におけ るアイビー・リーグに相当するもので、高度 な研究教育機関であるとともに卒業生の進路 先についても卓越している。もっとも大学の ランキングと個々の学部のランキングは必ず しも一致するわけではないため、「法学部」 に注目した場合に. グループ内でも上下があ り、グループ外でも優れた法学部をもつ大学 がある。そのため、ラッセル・グループに入 っているかというのは一つの目安にすぎない が、いずれにせよ、これらの名門大学に入る

ためには A レベル² と呼ばれる試験で好成績 を収めておく必要がある。その他,全大学や 学部ごとのランキングを知る材料としては主 要新聞社のウェブサイトやガイド³ などがよ く用いられる。

カリキュラムは大学ごとに異なるが、法学 部出身の場合、ソリシターあるいはバリスタ ーの専門課程に進むためには次の必須科目 (the foundation subjects) を履修しておく必 要がある。

- ·契約, 賠償, 不法行為を含む債権法(obligations)
- ・刑法
- ・エクイティ (衡平法) と信託法
- ・EU 法・物権法
- ・憲法. 行政法. 人権法を含む公法

また、これらの科目に加えて、法情報調査 (Legal Research) の訓練を受けていることが求められる 4 。法学部の段階ではいわゆる法律基本科目が中心で、実務基礎科目に相当する科目は少ない 5 。

英国において法曹になる場合、バリスターとソリシターのいずれになるかは、大学卒業後にバリスター養成コース(BPTC)、ソリシター養成コース(LPC)のいずれのコースに進むかによって進路がわかれる。しかしながら、ソリシターになるための必須条件である実務研修につき、ソリシター事務所との実習契約(Training Contract)を結ぶのは、大学在学中(多くは2年生の終わりから3年生にかけて)から始まり、法律事務所による

¹ ラッセル・グループ (Russell Group) http://www.russellgroup.ac.uk/our-universities/参照

² A レベル = GCE-A レベル (General Certificate of Education, Advanced Level) と呼ばれる試験。通常, 日本の高校3年生にあたる17, 8才で受験。この試験結果がA~Eのグレードで評価され大学入試の際の主要な判定材料となる。

³ 例えば、ガーディアン紙 (guardian.co.uk) の University guide 2012: University league table http://www.guardian.co.uk/education/table/2011/may/17/university-league-table-2012 など。タイムズ紙からは"The Times Good University Guide" がペーパーバックで毎年刊行されている。

⁴ ロー・ソサイエティ, "Preparing students for the solicitors' profession – A guide to qualification and the profession" (March 2011) p14参照

⁵ 例えば、オックスフォード大学とロンドン・キングス・カレッジの法学カリキュラムは以下の通り。 http://www.law.ox.ac.uk/undergraduate/courses.php 参照 http://www.kcl.ac.uk/prospectus/undergraduate/structure/name/law/alpha/JKL/header_search/参照

面接が行われるため、より早い段階で自分の 進路について方向性を定めておく必要がある。

2 非法学部生のための法学準修士コース (GDL)

大学において法学を専攻しなかった場合, バリスター養成コース(BPTC)、ソリシター養成コース(LPC)のいずれのコースにも卒業後そのまま入学することはできず、法律準修士コース(Graduate Diploma in Law=GDLまたはCommon Professional Examination=CPEと呼ばれる。)で1年間学ぶ必要がある。このコースはより一般的には法律職へ向けての変換コース(Conversion Course)と通称される。このコースでは法学部で学ぶ必須科目について履修することになるが、大学在学中に履修した法律科目がある場合は申請により一部認定もある。

ソリシターになる者の20%が非法学部出身である。GDL コースを修了すると修了証(Diploma)が付与される。修了後ただちに、次のコースに進む必要はないが、ソリシターになる場合、修了証には有効期限があり、ソリシター養成コース(LPC)には7年内に入らなければならない。

GDL を提供する機関は2011年現在,標準1年のフルタイムで約40機関(総定員約5,300名)となっている 6 。同コースを志願する場合,提供機関に個別に願書を送るのではなく,The Central Applications Board(CAB)のウェブサイトからオンラインで行うことになっている 7 。GDL 提供機関の多くが大学(University)であるが,オックスフォードやケンブリッジ大学などラッセル・グループ

に属する大学はほとんど提供機関になっていない。また、定員数において規模が大きいのはBPPロー・スクール(総定員1,584名)とカレッジ・オブ・ロー(総定員1,600名)である。但し、前者はロンドン校のほか、バーミンガム、ブリストル、リーズ、ウォータールー、マンチェスターに分校があり、後者はロンドン(市内ブルームズベリーとムーアゲートの2か所)のほか、バーミンガム、ブリストル、チェスター、ギルフォード、マンチェスター、ヨークに分校がある。したがって、この2校については全国展開で同コースを提供しているといえる。

上記標準1年コースのほかに、機関によっては長期履修(Part-time)コースや、通信教育(Distant-learning)コースを提供しているところもある。これらの場合は、各機関に直接入学申込をすることになる。

GDL コースに入学を希望する場合、学部成績が Minimum lower second class⁸ 以上であることが求められるが、この要件を満たしていれば、進学自体はそれほど難しいことではない。BPP ロー・スクールやカレッジ・オブ・ローのロンドン校は人気があるが、それだけに収容定員数も多く、定員で志願者が切らなければならない事態にはなっていない⁹。

同コースによって、非法学部出身者が法曹になるルートが確保されており、これは多様なバックグラウンドを持つ法曹の育成という点で大きな意味がある。他方で、法学部出身者に比べ、GDLコースの標準1年間という時間と、コース履修のための費用が余分にかかるというデメリットが挙げられる。GDL

⁶ 上記 List of Institutions 参照。

⁷ CPE/GDL Application Information (Central Applications Board) http://www.lawcabs.ac.uk/Site/Pages/CPE/cpeDetails.aspx 参照。

⁸ 英国の学部成績評価方法は First-class honours (1^{st}) , Upper second-class honours (2:1) (, Lower second-class honours (2:2), Third-class honours (3^{rd}) , Ordinary Degree (Pass) の5段階。

^{9 2011}年6月7日 (火) BPP ロー・スクール ロンドン校, 6月8日 (水) カレッジ・オブ・ロー ロンドン (ムーアゲイト) 校, GDL 担当者へのインタビューによる。

1年間コースの費用は提供機関及び提供地(とくにロンドンか地方か)によって異なる。例として、BPPロー・スクールの場合はロンドン校で8,950ポンド、バーミンガム校、ブリストル校で7,250ポンド、リーズ校とマンチェスター校で7,150ポンドとなっている¹⁰。

College of Law の場合はロンドン校で8,870ポンド,ギルフォード校で7,530ポンド,バーミンガム校,ブリストル校,マンチェスター校で7,160ポンド,チェスター校,ヨーク校で6,730ポンドとなっている¹¹。概ね日本円にして,95万円~125万円位であり,日本の私立文系大学1年分の学費にほぼ相当する。

Ⅲ バリスター養成制度

ボリスターになるためには大学・法学部卒業後、あるいは大学が法学部以外の場合GDLコース修了後、Bar Professional Training Course (BPTC)¹²と呼ばれる1年間の実務コースを進まなければならない。BPTC入学の要件として、法学部出身者の場合は大学の成績が前述のminimum lower second class honours (2:2=Two Twoと略称される。)以上であることが、非法学部出身者の場合は大学の成績(専攻を問わず)がminimum lower second class honours 以上であり、かつGDLを修了していることが求められる。大学及び学部のランキングが存在するため、難関校の2:2成績と下位校の2:2成績が同じ評価で良いのかという議論

は確かにあるが、BPTC 提供機関は大学名で 成績区別を行ってはいけないことになってい る。BPTC を始める前に、志願者はロンドン にある 4 つの Inns of Court (法曹院) のい ずれかに所属を決めなければならない。

1 Inns of Court (法曹院)

Inns of Court はバリスターになるための 専門教育と資格付与を行うための機関として 設置され、その歴史は中世(14世紀頃)にま で遡るといわれる。日本語では法曹院または 法学院と訳されることが多い。リンカーン ズ・イン、インナー・テンプル・イン、ミド ル・テンプル・イン, グレイズ・インの4つ がある。バリスター志望者はこの4つの法曹 院13 の中からいずれかを選んでメンバーにな る。バリスター養成コース(BPTC)に入学 する要件を備えている者はほぼ希望のインに 入ることができる。4つの法曹院にはそれぞ れ特徴があり、バリスター志願者は各インの 規模、国際性、奨学金の状況、OB・OGの 所属状況などを勘案して自分の所属先を決め る。法曹院は後述するBPTC, 実務研修 (Pupilage), 新人バリスターの各段階で実務 教育を提供している。

バリスター養成コース (Bar Professional Training Course=BPTC)

BPTC は標準1年間(長期履修2年)で、2011年現在提供機関11校,総定員数はフルタイム,パートタイム併せて2,000名強となっている(資料1参照)。授業料は概ね125万円

¹⁰ BPP ロー・スクール - Fees http://www.bpplawschool.com/funding_and_scholarships/fees.htm 参照

¹¹ The カレッジ・オブ・ロー GDL Course fees http://www.college-of-law.co.uk/prospective-students/gdl-course-fees.html 参照

¹² 以前は Bar Vocational Course = BVC と呼ばれており、日本語で書かれたテキストの中には旧称を用いているものもあるので注意。

^{13 4}つのインのオフィシャル・サイトは以下の通り。

リンカーンズ・イン(Lincoln's Inn)http://www.lincolnsinn.org.uk/ 参照 インナー・テンプル・イン(Inner Temple)http://www.innertemple.org.uk/ 参照 ミドル・テンプル・イン(Middle Temple Inn)http://www.middletemple.org.uk/ 参照 グレイズ・イン(Gray's Inn)http://www.graysinn.info/ 参照

~200万円ほどだが、ロンドンか地方かで異 〔法文書技能〕 なり、国籍(英国民かEU国民かそれ以外の 外国民か)によって異なる所も多い。提供機 関は、GDL 同様、BPP ロー・スクールやカ レッジ・オブ・ローが大規模校としてプログ ラムを提供しているほか、シティ・ロー・ス クールも BPTC に定評がある。カリキュラ ムには、提供機関により多様性があるが、次 の内容が含まれている。

[ケース・ワーク技能]

・ケース準備 ・リーガル・リサーチ

- ・オピニオン作成(事例に則した助言文 書作成)
- ・起案(訴訟に必要な様々な文書作成) 〔対人関係技能〕
 - ・会議の場で求められる技能(クライア ントへの面接)
 - ・交渉 ・弁論(裁判及び審判において) 〔法的知識〕
 - ・民事訴訟と救済 ・刑事訴訟と量刑
 - · 証拠法 · 法曹倫理
 - ・その他(選択科目2科目)

資料1 BPTC 提供校と定員及び授業料

	機関名	F/P	定員	授業料
1	Nottingham Law School	FT	120	10,195ポンド (会費345ポンドを含む)
2	The College of Law	FT	240	12,930ポンド (会費を除く)
_ Z	―ロンドン校	РТ	48	1年間6,465ポンド(会費を除く)
3	The College of Law	FT	132	10,500ポンド (会費を除く)
	<i>―</i> バーミンガム校			
4	BPP Law School	FT	264	14,150ポンド (会費を除く)
4	一ロンドン校	РТ	96	13,000ポンド (2年を超えた場合は会費を除く)
5	BPP Law School	FT	48	11,500ポンド (会費を除く)
Э	―リーズ校	РТ	48	11,100ポンド (2年を超えた場合は会費を除く)
6	Kaplan Law School	FT	60	未定
7	University of the West	FT	120	英国民―9,775ポンド (会費を含む)
	of England Bristol			上記以外―10,625ポンド (会費を含む)
		РТ	48	上記同様
	Cardiff Law School	FT	72	英国民及びEU国民—9,000ポンド
8				上記以外―9,900ポンド
				※他に教材費として600ポンド+会費
	Manchester	FT	108	英国民―8,950ポンド(会費を除く)
9	Metropolitan			上記以外―9,065ポンド (会費を除く)
9	University	РТ	48	1年間 英国民-4,475ポンド (会費を除く)
				1年間 上記以外―4,533ポンド(会費を除く)
10	Northumbria	FT	100	9,155ポンド (会費を除く)
10	University	PT	24	9,655ポンド (会費を除く)
11	City Law School	FT	420	13,250ポンド (会費を含む)
11		PT	60	上記同様

総定員2,056名(フルタイム1,684名,パートタイム372名)

※FT…フルタイム PT…パートタイム

法的知識の中に、法律基本科目の内容が一 部含まれるが多くが実務系科目である。選択 科目は提供機関によって異なり、 例えば BPP ロー・スクールでは、応用・刑事訴訟、 会社法, 雇用法, 家族法, 知的財産法, 司法 審査 (Judicial Review). 身体に関する侵害 行為と刑事過失, 財産と衡平法 (Property and Chancery Law) などから2科目を選択 する¹⁴。College of Lawでは、応用・民事訴 訟,応用・刑事訴訟,ADRと調停,商法実 務, 雇用法実務, 家族法実務, 移民法実務, 司法審査実務、プロ・ボノ(公益活動)など から2科目を選択する¹⁵。City Law School では応用・民事訴訟 (業務上過失). 応用. 刑事訴訟, 商法 (Commercial Law), 会社法, DV 法、雇用法、家族法、詐欺 (Fraud)、公 益活動 (Free Representation Unit Work) などから2科目を選択する16。

BPTC 入学者総数は、2005年~2009年の5年間の推移をみたところ、平均して1,800名前後であり、最も少なかった年(2005/2006年)で1,745名、最も多かった年(2006/2007年)で1,932名となっている。この内、8割強が同コースを修了し次の課程に進んでいる。

3 Call to the Bar (バリスターとしての 認定)

バリスターとして認定されることを Call to the Bar と呼ぶ。その資格要件は、前述したバリスター養成コース(BPTC)を修了していることと、所属の法曹院が開催する12の認定セッションに出席することである。セッ

ションは伝統的には所属の法曹院でディナーをとるというもので、食事そのものを楽しむということより、同じ法曹院の先輩バリスターやQC(Queen's Counsel)と呼ばれる上級の勅撰弁護士の知己を得るという意味合いが強い。また各法曹院によってセッションの中身は異なるが、ディナーとともに講演会やセミナーなどを組み合わせることも多い。

このバリスターへの認定は所属する法曹院が行う。ここで注意しなければならないことは、バリスターとして認定されたといっても、実際に実務を行うためには更に1年間の実務研修(Pupilage)という課程を経なければならない。

4 Pupilage (実務研修)

バリスターになるための困難は BPTC 修 了後バリスターとして認定された後に, バリスター事務所 (Chamber) で Pupilage と呼ばれる実務研修を受けることができるかどうかにある 17 。実務研修 (Pupilage) に申し込むことができるのは, BPTC 修了後 5 年以内とされており, この期間内に研修を行うことができなければ, バリスターとしての実務を行えなくなってしまう。

ここで問題となるのは、BPTCを修了する者が毎年1,500名前後であるのに対し、実際に実務研修(Pupilage)を始めることができるのは全体の3分の1にあたる500名前後に過ぎないことである。最初の年に実務研修(Pupilage)を始めることができなかった者は翌年、翌々年と再挑戦するため、毎年一定数の滞留が起こることになる。研修生(Pupil)

¹⁴ BPP ロー・スクール HP より BPTC プログラム

http://www.bpplawschool.com/programmes/bptc/programme_contents.htm 参照。

¹⁵ カレッジ・オブ・ロー HP よ BPTC コース内容及び評価方法

http://www.college-of-law.co.uk/Our-Courses/BPTC/BPTC-course-content-and-assessment/参照

¹⁶ City University London, BPTC (Content & Structure)

http://www.city.ac.uk/courses/postgraduate/bar-professional-training-course 参照。

¹⁷ 実務研修は通常,バリスタ事務所で行われるが、ソリスタ事務所、裁判官や EU 弁護士の下で働くこともある。

になるには大学における成績が重視されるため、バリシター養成コース(BPTC)入学自体は2:2の成績でも可能だが、実務研修(Pupilage)の段階ではその上位成績である2:1を得ていないと極めて不利になるという現象が生じている。そのため、バー・カウンシルでは後述する適性試験(Aptitude Test)の導入¹⁸を検討している最中であり、BPTC入学者を将来的に現在よりも絞り込むことを計画している。

Pupilage の1年間は前期修習6ヶ月と後 期修習6ヶ月に分かれている。前期・後期を わける大きな違いは、実務を主体的に行える かどうかにある。前期は "non-practising six" と呼ばれ、指導役バリスター (スーパーバイ ザー)に付随してリーガル・リサーチや、法 文書作成, 指導役の出席する会議や法廷の見 学等を行う。後期は、より業務内容が広がり、 スーパーバイザーの監督下にはあるものの. 自分で事件を受けて処理するようになる。前 期修了段階で、研修生(Pupil)はスーパーバ イザーから与えられた前期修習修了証をバリ スター規制委員会(the Bar Standards Board =BSB) に提出しなければならない。これに より、仮認定証 (Provisional Qualification Certificate) が付与され、後期修習が可能と なる。後期修習後も同様にバリスター規制委 員会に後期修習修了証を提出することにより, 正規の認定証 (Full Qualification Certificate) が付与される。これらはあくまで認定証であ り、業務許可証 (Practice Certificate) とは 異なる。業務許可証は,正規の認定証を付与 されて後,一定の要件を満たし,年会費を支 払った上で付与される。

実務研修(Pupilage)期間中、上記実務研修のほかに、所属する法曹院において最低12時間の弁論実務(Practical Advocacy Teaching)と6時間の実務マネッジメントの研修に出席しなければならない。研修の実施方法は所属の法曹院によって異なる、夜間や週末に実施する場合や数日間の集中コースで実施する場合などがある。この研修には通常費用はかからない。前述した仮認定証を受けるためには弁論実務研修を前期修習中に修了しておく必要がある。また、実務マネッジメントについても、後期実務との関係で、前期修習中に修了しておくことが望ましいとされる。

なお、現在、実務研修 (Pupilage) 期間中 は所属するバリスター事務所より一定金額以 上の給与が支払われることになっている。前 期修習・後期修習ともは月ベースで最低 833.33ポンド(半年ベースの合計が最低 5.000ポンド 年ベースで合計が最低 1 万ポ ンド 19) 以上とされている。したがって,1年に最低145万円程度の給与が保障されてい る。あくまで最低賃金の規定であり、企業関 係の事件を扱うバリスター事務所など収益が 大きい所はより高額の給与を研修生に支払っ ている。最低賃金を定めることでバリスター 規制委員会は研修生の待遇がある程度保障さ れることを企図したが、他方ではバリスター 事務所が受け入れる研修生の人数を絞る原因 にもなってしまっている。また、実務研修 (Pupilage) を行うバリスター事務所がどの 分野(例えば企業系か刑事系かなど)を得意 とするかによって, 研修生の間に給与格差を 生み出している。

¹⁸ BPTC 入学前に適性試験(Aptitude Test)を課そうという動きが具体化しつつある。2009年~2010年にかけてボランティアで学生300名を募り、試行試験が行われ、更に2回目の試行試験が2011年現在、学生1,200名以上を募り行われている。これら2回に渡る試行試験の点数とBPTCの成績が分析され、順調にいけば正規試験が2012年秋から実施される。これはソリシタ養成コースにおいて適性試験の導入可能性は低いのと対照的である。同試験についてはバリスター規制委員会の

http://www.barstandardsboard.org.uk/Educationandtraining/aboutthebyc/AptitudeTest/参照。

^{19 2011}年9月より最低賃金が年間1万ポンドから1万2,000ポンドに引き上げられる予定

5 経費共同パートナー (Tenancy)

1年間の実務研修(Pupilage)を終え、開 業許可証を得ると、いよいよバリスターとし ての実務を行えるようになるが、そのまま単 独開業はできないため (3年以上の実務経験 が必要)、バリスター事務所に tenancy と呼 ばれる経費共同パートナーとして迎えられる 必要がある。Pupil から Tenancy は 8 割強が なることができるため、GDL 修了後実務研 修(Pupilage)を獲得する時ほど難関ではな いが、それでも毎年一定数、Tenancy にな らないもの(母国に帰って働く、海外で働く など), あるいはなれない者がいることにな る。中には、直ちに経費共同パートナーには ならず、更に6カ月延長して("Third Six" と呼ばれる)研修を続ける者もいる。これは それまで研修を行っていた事務所とは異なる 事務所に行った場合に一種の試用期間として 行われる場合に見られる。特に. 新しい事務 所でそれまで自分が研修を受けていた事務所 とは異なる分野に入る時に有効とされている。

Ⅳ ソリシター養成制度

前述したバリスターの場合、大学卒業後BPTCという養成コースに進むのに対し、ソリシターの場合はLegal Practice Course (LPC)と呼ばれる、やはり1年間の養成コースに進む。BPTCの場合と同様、入学の要件として法学部出身者の場合は大学の成績が前述の minimum lower second class honours (2:2=Two Twoと略称される。)以上であることが、非法学部出身者の場合は大学の成績(専攻を問わず)が minimum lower second class honours以上であり、かつ法学準修士課程(GDL)を修了していることが求められる。したがって、法学部あるいは

GDL まで基本的にバリスター志望であって もソリシター志望であっても基本的なカリキ ュラムは同じということになる。

1 ソリシター養成コース (Legal Practice Course=LPC)

LPC は標準1年間(長期履修2年)で、 2011年現在提供機関は29校、総定員はフルタ イム学生のみで11,200名強となっている(資 料2参照)。授業料は概ね110万円~180万円 ほど20でバリスター養成コースと大差はない。 また、授業料の設定が、ロンドンか地方かで 異なったり、国籍(英国民かEU国民かそれ 以外の外国民か)で異なったりする所が多い のも同様である。LPC の授業料につき、大 学在学中に大手法律事務所(クリフォード・ チャンス、リンクレーターズ、アラン&オー ベリーなど) の Training Contract を獲得で きた場合、事務所が負担してくれるため、自 弁しなくてよい。大手法律事務所の中には GDL と LPC 双方の授業料及び住居の一部負 担をしてくれる所もある。大手法律事務所の このような好オファーはラッセル・グループ に所属する大学の上位成績者に与えられるこ とが多いため、大学を選択する段階及び学部 成績段階からキャリア・パスを熟考しておく ことが重要となる。なお、一部の大手法律事 務所では BPP ロー・スクールやカレッジ・ オブ・ローなどロンドンの大規模校を指定し てまとめて trainee を送り、一つの法律事務 所にのみ特化した LPC プログラム (選択科 目が指定される場合が多い。)を行わせる場 合がある。多くは、通常コースより1日あた りのクラス数が多く、その分、速習コースに なっていて、修了後はただちに事務所に trainee として入所することになる。

提供機関はGDLやBPTC同様,BPPロ

²⁰ 授業料について詳細は "Preparing students for the Solicitors' Profession, A guide to qualification and the profession" (March 2011)

http://www.lawsociety.org.uk/new/documents/2011/preparing-students-toolkit-Mar2011.pdf p74以下参照

資料2 LPC 提供校と定員(フルタイムのみ)

		定員
1	Aberystwyth University	60
2	Anglia Ruskin University (Centres in Cambridge & Chelmsford)	140
3	Birmingham City University	120
4	Bournemouth University	66
5	BPP Law School (centres in Birmingham, Bristol, Cambridge, Leeds, Liverpool, London (Holborn & Waterloo), Manchester, Newcastle)	2,915
6	Cardiff Law School	200
7	University of Central Lancashire	80
8	The City Law School, City University, London	
9	The College of Law (centres in Birmingham, Bristol, Chester, Guildford, London, Manchester, York)	4,750
10	De Montfort University	80
11	University of Glamorgan	90
12	University of Hertfordshire	80
13	University of Huddersfield	80
14	Kaplan Law School	300
15	Leeds Metropolitan University	105
16	Liverpool John Moores University	72
17	London Metropolitan University	99
18	Manchester Metropolitan University	
19	Northumbria University	160
20	Nottingham Law School	350
21	Oxford Institute of Legal Practice	150
22	University of Plymouth	80
23	University of Sheffield	180
24	Staffordshire University	125
25	Swansea University	100
26	University of West London	60
27	University of the West of England, Bristol	340
28	University of Westminster	120
29	University of Wolverhampton	60
	総定員	11,226

ー・スクールとカレッジ・オブ・ローが大規 模校としてプログラムを提供している。最も 規模が大きいのがカレッジ・オブ・ローで7 校合計の総定員数が4,750名となっている。 次いで、BPP ロー・スクールが 9 校合計で 総定員2,915名となっている。

フルタイムで履修する場合は、個別の機関

ではなく、Central Application Board にオ ンラインで申し込むことになる。パートタイ ムの場合は条件等が異なるため各機関に直接 申込となる。2009年/2010年の入学状況をみ ると、フルタイムで11,370名、パートタイム で3.140名の総定員があるのに対し、実際に 入学したのはフルタイムとパートタイム併せ て7,064名であり、入学要件さえ満たしていれば、ほぼ希望のコースに進むことができる。 コース内容²¹ は次の通り。

〈必須科目〉

- ・ビジネス法と実務 ・物権法と実務
- ・民事実務 ・刑事実務 ・弁護実務 〈コア科目/展開科目〉
 - ·会計学 ·専門職責任
 - · 面接技法(Client Care) · EU 法
 - ・検認(Probate) ・税法(Revenue Law)
 - · 人権法

〈実務科目>

- ・弁護実務 ・面接と助言
- · 実務法情報調查 · 問題解決
- ·法文書作成

<選択科目>

・上記以外に更に3科目を履修

必須科目の中に、法律基本科目の内容が一 部含まれるが多くが実務系科目である。選択 科目は提供機関によって異なり、 例えば BPP ロー・スクールでは、商事訴訟応用、 商業用不動産応用、刑事実務応用、コーポレ イト・ファイナンス, デット・ファイナンス, 雇用法, エクイティ・ファイナンス, 家族法, 移民法、保険法、知的財産法と商法、メディ アとエンタテイメント法, 人身傷害と医療過 誤,企業合併,日常法務(Private Client -遺言,検認,不動産売買)から3科目を選択 する²²。College of Law では、企業合併、刑 事実務応用. 不動産実務応用. バンキング及 びデット・ファイナンス、商事紛争解決、商 法, 雇用法実務, 家族法, ハウジング法実務, 移民法実務,保険法,人身傷害と医療過誤訴

訟、日常法務(遺言、トラスト、不動産売買)、公開会社とエクイティ・ファイナンスから3科目を選択する²³。

2 ソリシター事務所での実務研修 (Training Contract)

1年間のLPCを修了すると、2年間の実 務研修に進む。研修はソリシター事務所で行 われることがほとんどだが、政府関係や企業、 検察、治安判事裁判所などで行うことも可能 である。バリスター養成課程で実務研修 (Pupilage) の獲得が激戦であるように、ソ リシター養成課程ではこの Training Contract を獲得できるかどうかが養成課程にお ける難所といえる。LPC は9割以上が修了 できるといわれるが、それに続く Training Contract を取れない者が毎年出ていて、滞 留を生んでいる。2010年7月末のデータによ ると、4.874名が新たに実務研修を始めたと いう²⁴。年によっても修了者数が変動するこ とと、途中で進路変更する者もいるため、正 確な数字を出すことはできないが、概して毎 年1,500名以上が研修生(trainee)になれな いことになる。Training Contract を獲得で きなかった場合は、ソリシター事務所や企業、 政府機関などでパラリーガルなど法務に関係 する職務で実務経験を積みつつ、次のチャン スを待つことになる。

ソリシター規制局により実務研修期間中は 一定の金額以上の給与が研修先のソリシター 事務所から支払われることが規定されている。 金額は年によって異なるが、2009年8月1日 から2010年7月31日までの1年間の金額は次

²¹ ロー・ソサイエティ, "Becoming a solicitor, Start planning your future today" (Careers Information) http://www.lawsociety.org.uk/new/documents/careers/becomingasolicitor.pdf p 8 参照

²² BPP ロー・スクール, LPC Programme content

http://www.bpplawschool.com/programmes/lpc/programme_contents.htm#stage2 参照。

²³ The カレッジ・オブ・ロー, LPC course content and assessment

http://www.college-of-law.co.uk/prospective-students/lpc-course-content.html#Vocational_electives 参照 24 ロー・ソサイエティ、Entry trends

http://www.lawsociety.org.uk/careersinlaw/becomingasolicitor/trendsinentry.page 参照。

のように定められていた。

研修期間中の給与

地域	最低金額	推奨金額
ロンドン一帯	18,590ポンド	19,040ポンド
上記以外の地域	16,650ポンド	16,940ポンド

上記以外に、ソリシター事務所は研修生が 実務研修(Professional Skills Course = PSC)²⁵ に参加するための費用を負担し、かつ実務研 修中に事務所を休むことを許可しなければな らない。PSC は合計12日間相当の出席が必

要となり、内容は必修科目(コア・モジュー ル)と選択科目にわけられている。必須科目 は, 面接技法と法曹倫理 (Client Care and professional standards) (2日間), 弁論技法 とコミュニケーション技能(3日間),ファ イナンス及びビジネス技能(3日間+試験) の3科目となっている。選択科目は様々で、 自分の専門性に特化した科目を通常選択する ことになる。選択科目のうち、12時間未満は 遠隔教育(CD-ROM やオンライン)での履 修も可能である。PSC の提供機関26 は大学や

資料3 PSC 提供機関と研修会場

	提供機関	研修会場
1	Academy of Professional Training	バーミンガム, ロンドン, ブリストル, レスタ ー, マンチェスター
2	Alata Training LLP	ロンドン
3	BPP Professional Education	ロンドン, ノッティンガム, マンチェスター, バーミンガム, ブリストル, カーディフ, エク スター, レスター, リバプール, リーズ, ニュ ーキャッスル, ノリッチ, セント・オルバンズ, ヨーク
4	College of Law	ロンドン, ギルフォード, チェスター, ヨーク, バーミング, リーズ, リバプール, マンチェス ター, サザンプトン
5	Gecko Training Ltd	未詳
6	Kaplan Altior Consulting and Training Ltd	バーミング, ブライトン, ブリストル, ボーンマス, ケンブリッジ, カーディフ, ダーリントン, リーズ, レスター, リバプール, ロンドン, マンチェスター, ノッティンガム, プリマス, プレストン, レディング, シェフィールド, ストーク, スウォンジー
7	Lancashire Law School, University of Central Lancashire	プレストン
8	MacIntyre Hudson Advisory Services Ltd	ロンドン
9	Northumbria University	ニューキャスル・アポン・タイン
10	Online Mentor Trainee	未詳
11	Simon Coath Consultancy	ボーンマス
12	The Pacifico Partnership	未詳
13	University of the West of England, Bristol	バーミンガム, ブリストル, エクスター, リーズ, ロンドン, マンチェスター, サザンプトン

²⁵ ロー・ソサイエティ、Professional Skills Course http://juniorlawyers.lawsociety.org.uk/node/28参照。

²⁶ ソリシター規制局、Professional skills course providers

http://www.sra.org.uk/students/courses/professional-skills-course-providers.page 参照

BPP ロー・スクール、カレッジ・オブ・ローなど10数か所の機関があるが、ソリシター事務所の研修を受けながら通うことになるので、ロンドン以外にも多くの都市に研修会場が設けられている(資料3参照)。PSC の費用は提供機関ごとに異なるが、例えば BPPロー・スクールの必修及び選択科目を合わせたパック料金は1,297ポンド、カレッジ・オブ・ローの同様のパック料金は1,395ポンド²⁷となっている。日本円にして約20万円となるが、この PSC の経費と、研修生に払う給与を受入事務所が負担することになる。そのため大手法律事務所はともかく、中・小規模の事務所であれば多くの trainee を一度に抱えるのは難しくなる。

3 ソリシターとしての登録 (Admission to the roll)

2年の研修及び PSC が修了すると、ソリ シターとして登録 (Admission to the roll) が認められる。さらに申請により、一定の会 費を払うことで開業許可証 (practicing certificate) を取得することができる。この開 業許可証は毎年会費28を払って更新しなけれ ばならない。2010年7月31日時点までの1年 間でソリシター登録をした者は8,480名でこ の内の60.1パーセントは女性である。また、 平均年齢は29.9歳となっている。大学からス トレートに法曹養成課程を経た場合に20代半 ばとなるはずだが、 平均年齢が若干高めにな るのは、間に数年間の社会人経験(パラリー ガルなど)を有している場合,外国での弁護 士経験を経て英国ソリシター資格を取得する 場合があることが考えられる。毎年5.000名 弱が実務研修を行うことに対して、ソリシタ

ーの認定を受ける者が8,000名以上いるというのは、後述する ILEX や QLTT など別の ソリシター養成課程を経てソリスター登録す る者が少なくないためである。

4 リーガル・エグゼクティブ協会(Institute of Legal Executive=ILEX)提供ルート

大学卒業後に法学準修士課程 (GDL) や ソリシター養成コース(LPC)を経てソリシ ターになるルートとは別にリーガル・エグゼ クティブ協会(ILEX)が提供する養成課程 がある。大学の学士号を有しておらず、かつ、 働きながら資格を取りたい場合などに特に有 効なルートといえる。同ルートは、ILEX メ ンバーシップと ILEX フェローシップという 2つのルートにわかれている。前者の場合. 文字通り ILEX のメンバーになることが求め られるが、その要件として ILEX が課す ILEX Professional Diploma Level 3 とそれ に続く ILEX Professional High Diploma in Law Level 6という試験に合格しなければな らない。これらの試験に合格するとメンバー なり、以降の養成課程は、非法学部出身者と 同じルート. すなわち GDL 課程→LPC → Training Contract (+PSC) となる。但し、 GDL については ILEX が提供する必要法律 科目を履修すれば免除されうるので、実際に は法学部出身者と同じルートをたどることが 可能となる。

後者の場合、ILEXのフェローとなることが要件となるが、そのためにはメンバーと同じように IEX Professional Diploma level 3 とそれに続く ILEX Professional High Diploma in Law Level 6 という試験に合格せねば

²⁷ BPP PSC Packs & Individual Prices

http://www.bpp.com/courses/cpd--professional-development/law-l/psc/packs--individual-prices.aspx 参照 The カレッジ・オブ・ロー、PSC course fees

http://www.college-of-law.co.uk/trainee-solicitors/psc-fees.html 参照

²⁸ 会費についてはソリシター規制局, Fees http://www.sra.org.uk/fees/参照。

ならず、かつ、法務関係で最低5年(内2年は ILEX Professional High Diploma in Law Level 6 に合格した後の連続する2年間でなければならない。)の実務経験を有することが必要となる。ILEXメンバーシップ・ルートと同様、ILEXが提供する必要な法律科目を履修すれば、GDL 課程は免除される。フェローシップ・ルートがメンバーシップ・ルートと大きく違う点は、既に一定期間の実務経験を有しているので、2年間の Training Contract が免除される点にある。したがって、フェローシップ・ルートで GDL が免除された場合は、LPC の後に、PSC だけ履修すればソリシターとしての登録が可能となっている。

5 QLTT/QLTS(外国人弁護士のソリ シター資格取得ルート)

外国で既に弁護士として従事している者が 英国ソリシターの資格を得ようとする場合, Qualified Lawyers Transfer Test (QLTT)²⁹ を受験するルートがある。このルートからソ リシターになるためには、上記試験に合格す ることと2年以上実務経験が必要となる。テ ストは、英国(イングランド及びウェール ズ)以外で弁護士資格を得た者や英国でバリスター資格を得た者が英国内でソリシターと しての実務を行う能力があるかどうかを認定 するもので、財産法(Property)、訴訟(Litigation)、専門職責任及び弁護士報酬(Professional conduct and accounts)、コモン・ ロー原論(Principles of common law)の4 科目がある。試験はソリシター規制局が認定 する5つの機関(Altior Consulting & Training Ltd, BPP Professional Education, Central Law Training, The College of Law, Oxford Institute of Legal Practice)で実施されている。

要件となる実務経験2年以上というのは、コモン・ロー圏内での実務経験でなければならず、内1年は、英国内での実務でなければならない³⁰。また実務経験の中に3つ以上の異なる法分野の業務が含まれていなければならない。

なお、この QLTT ルートは最近改正され、2010年 9 月 1 日以降は Qualified Lawyers Transfer Scheme (QLTS) となっている。 従来の QLTT は2013年まで併存して行われ、その後、廃止される。新たな QLTS ルート に申し込む場合、次の5つの要件が課されている 31 。

- (a) ソリシター規制局(SRA)が認めた 法域の弁護士である者
- (b) SRA が認めた法域において正規の課程を経て弁護士になった者
- (c) SRA の認めた法域において弁護士として実務を行うことが認めている者
- (d) SRA の設けた英語能力の水準に達している者
- (e) ソリシター足りうる人格と適性を備える者

この内, (a)の SRA が認めた法域とは必ず しもコモン・ロー圏の国々に限らない³²。日 本の弁護士についても受験が可能となってい る。

新ルートのもとで行われる試験は次の3つ

²⁹ ソリシター規制局, QLTT http://www.sra.org.uk/solicitors/qltt.page 参照。

³⁰ ソリシター規制局, QLTT experience requirement http://www.sra.org.uk/solicitors/qltt/apply/qltt-experience.page 参照。なお、同ページに法分野のリストも掲載されている。

³¹ ソリシター規制局 Qualified Lawyers Transfer Scheme Regulations 2010

http://www.sra.org.uk/sra/regulatory-framework/qualified-lawyers-transfer-scheme-regulations.page 参照。 32 ソリシター規制局が認めた法域のリストについては、List of recognized jurisdiction and qualified lawyers http://www.sra.org.uk/solicitors/qlts/recognised-jurisdictions.page 参照。

のパートにわかれている。パート1に合格しなければ、パート2及び3を受験することができない。パート2とパート3はどちらを先に受験しても構わないことになっている。

パート1	択一問題33
パート2	ビジネス, 民事・刑事訴訟, 財産法, 検認 の分野に関わる実務における面接技能や弁 論技術などを問う客観的臨床能力試験
パート3	法情報調査, 法文書作成など技術上の法的 スキルを問う試験

新試験は最初の3年間 Kaplan QLTS³⁴ と呼ばれる一団体のみで実施される。受験に先立ち、SRA に申請して受験資格の認定証(certificate of eligibility)を交付してもらわなければならない。

V 養成段階における経済支援の状況

これまで見てきた通り、バリスターになるにしろ、ソリシターになるにしろ、授業料を自弁しなければならないとすると、トータルの金額は相当高額なものになる。また、いわゆる司法試験に該当する国家試験が存在しないといっても、バリスター、ソリシターともに実務研修を受けることができなければ、最終的に法曹にはなれないということになるため、長い時間と費用を投資しても無駄になる可能性がある。家が裕福な場合などを除いて、授業料や滞在費(地方からロンドンのスクー

ルに通う場合など)をいかに捻出するかが多くの学生にとって課題となっており、バリスターについてはバー・カウンシルが、ソリシターについてはロー・ソサイエティが、奨学金や教育ローンによる資金調達の方法をそれぞれ案内している³⁵。以下、格段階における可能な経済支援について概略する。

1 大学生のための財政支援

英国ビジネス・イノベーション・職業技能 省36では大学生の財政支援を行っている。学 生時代に貸与したローンは卒業後, 年収が2 万1.000ポンドを超えるようになるまで返還 が猶予される。支払開始の後、 リストラや給 与カットなどの理由で年収が2万1.000ポン ドを下回った場合もまた返還が猶予される。 生活費への補てんとして、ロンドン以外で自 宅を離れて暮らす大学生には上限5.500ポン ドまでのローンが貸与される。自宅を離れて ロンドンで暮らす大学生には上限7.675ポン ドのローンが貸与される。上記に該当せず親 元から通学する大学生には上限4.375ポンド まで貸与される。この他、家の年収入が2万 5.000ポンド未満の場合は給付奨学金として 3.250ポンドが、家の年収入が2万5.000ポン ド以上4万2.600ポンドの場合にも一定金額 の給付奨学金が与えられる37。このほか、大 学ごとに独自の給付及び貸与奨学金を用意し ている場合もある38。

http://www.sra.org.uk/solicitors/qlts/day-one-outcomes-table.page 参照。

http://www.barcouncil.org.uk/CareersHome/Funding/SourcesofFunding/参照。

ロー・ソサイエティ, Junior lawyers, Funding and scholarships

http://juniorlawyers.lawsociety.org.uk/career/funding 参照。なお、ロー・ソサイエティでは若手法曹部門 (Junior Lawyers' Division = JLD) を設けており、この部門はLPC 学生、トレイニー、5年未満の若手ソリシターを対象としている。

³³ 出題内容については Day One Outcome A

³⁴ Kaplan QLTS http://www.kaplanglts.com/参照。

³⁵ バー・カウンシル, Sources of Funding

³⁶ 英国では、2009年6月5日内閣改造にともない、英国イノベーション・大学・技能省(DIUS)とビジネス・企業・規制改革省(BERR)が統合され、ビジネス・イノベーション・技能省(BIS)が創設された。

³⁷ BIS Student finance http://www.bis.gov.uk/studentfinance 参照。

³⁸ 例として、オックスフォード大学の場合、http://www.ox.ac.uk/document.rm?id=1926参照。なお、同経済支援については法学部に特化したものではない。

2 バリスター養成コース(BPTC)のための財政支援

バリシターの場合、後述するソリシターの 場合と異なり、将来の実務研修 (Pupilage) 先であるバリスター事務所 (Chamber) が 前倒しで、BPTC に通うための授業料や生活 費を援助してくれることはほとんどない。そ のため、学生が期待するのは所属する法曹院 が提供する奨学金である。前述の通り、4つ の法曹院の内いずれかを選択しなければなら ないが、その際の大きな判断材料の一つは奨 学金を得ることができるかどうかにある。各 法曹院の提供する奨学金は年ごとに総予算が 決められており、法曹院ごとに選考が行われ る39。例えば、インナー・テンプルが2011年 に予定している奨学金総額は126万ポンドで あり、これが BPTC のみならず、GDL や実 務研修(Pupilage)など各段階の学生・研修 生に配分される。インナー・テンプルの場合, BPTC 学生に与えられる奨学金の種類は様々 で百ポンドから2万ポンドまで幅がある。多 くは、提供者の名前が冠されており (Peter Taylor Scholarship など) おり、奨学金を受 けることは単に授業料や生活費の負担が減る だけではなく、成績優秀者としての栄誉を受 けることでもある。

3 ソリシター養成コース(LPC)のため の財政支援

ソリシター志望の者にとって LPC の授業 料や生活費をどのように確保するかが問題と なるが、学生が期待するのは好条件の Training Contract を得ることである。前述 した通り、大手法律事務所であれば、LPC の授業料はもちろん、ロンドンでの生活費も 補助してくれる。もっとも収入規模の小さい 事務所においては、Training Contract は提 供しても、LPC 授業料や生活費補助までで きない所もある。特に、刑事系や法律扶助系 の事務所を志望する者は、自弁しなければな らない場合も多い。

上記のほかに、バリシター養成コース (BPTC) やソリシター養成コース (LPC) 各学生向けの銀行ローンが幾つか用意されている⁴0。総じて、バリシター養成においてもソリシター養成においても、多様な財政支援が用意されているといえるが、国自体が法曹志望者に特化した奨学金制度をおいているわけではない。成績優秀者であれば高額の給付奨学金を受け、授業料の減免を受ける可能性が高くなるので、"お金がないと法曹にはなれない"とは一概に言えない。但し、大学入学前のAレベルを高い成績で合格するために、私立の名門校に通うなど裕福な子弟に有利な側面があることもまた否めないであろう。

以上

39 各院の奨学金情報は以下の通り。

Lincoln's Inn, Scholarships

 $http://www.lincolnsinn.org.uk/index.php?option = com_content\&view = article\&id = 60\&Itemid = 71\\Inner Temple, Scholarships$

http://www.innertemple.org.uk/index.php?option=com_content&view=article&id=11&Itemid=99参照。 Middle Temple, Scholarships

http://www.middletemple.org.uk/scholars 参照

Grey's Inn, Scholarships

http://www.graysinn.info/index.php?option = com_content&task = section&id = 34&Itemid = 782参照 40 例えば、BPP の場合、http://www.bpplawschool.com/funding and scholarships/index.htm 参照。

0 例えば, BPP の場合, http://www.bpplawschool.com/funding_and_scholarships/index.htm 参照。 カレッジ・オブ・ローの場合,

http://www.college-of-law.co.uk/ThreeColumn.aspx?id=8067&sctid=691参照。